

# こども未来センター 事業概要

平成28（2016）年度

第1回 西宮市立こども未来センター運営審議会 資料  
平成28年5月24日（火）



## もくじ

## I こども未来センターの概要

1 設立の趣旨	1
2 沿革	1
3 基本理念	2
4 施設の概要	3
5 組織運営体制	4

## II 各種事業について

1 診療・小児リハビリテーション	5
2 通園療育（わかば園）	9
3 相談支援	15
4 学校・幼稚園・保育所等との連携・支援	15
5 関係施設等との連携	16
6 各種研修の実施	16
7 障害児支援（本人中心支援計画）	17
8 不登校児童生徒支援	18

## III その他

1 こども未来センター条例・規則	19
2 要綱	22
3 用語集	31

# Ⅰ こども未来センターの概要

## 1 設立の趣旨

こども未来センターは、「西宮市立わかば園」と、「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転、再編し、平成 27 年 9 月に「西宮市立こども未来センター」として開所しました。

こども未来センターは、発達や育ち、学校生活で生じる不安や悩みなどについて、気軽に相談していただくとともに、福祉・教育・医療の専門分野の枠を超えて連携し、切れ目のない一貫した支援や、学校園などとの連携を行っていくことをめざしています。

## 2 沿革

スクーリングサポートセンターの歩み (旧わかば園の歩み)	昭和 27 年(1952)	教育研究所開設(教育相談業務開始)
	昭和 33 年(1958)	「教育相談室」新設
	昭和 42 年(1967)	肢体不自由児通園施設「西宮市立わかば園」開設
	昭和 59 年(1984)	わかば園診療所において、通園児以外への外来診療開始
	昭和 60 年(1985)	適応指導教室「あすなろ学級」設置
	平成 12 年(2000)	地域療育等支援事業「わかばエール」を開始
こども未来センターの歩み (計画検討も)	平成 18 年(2006)	「西宮市スクーリングサポートセンター」を設置
	平成 22 年(2010)	第1回基本構想検討委員会(11月。以降 H23.6 まで活動)
	平成 23 年(2011)	第1回基本構想検討会議(庁内)(7月。以降、H27.5 まで)
	平成 24 年(2012)	「西宮市立わかば園の建替えに伴う 児童発達支援センター等施設整備事業基本構想」策定(2月) 「西宮市児童発達支援センター等施設整備事業基本計画」策定(10月) 西宮市児童発達支援センター等施設整備事業 基本設計完成(11月)
	平成 25 年(2013)	西宮市児童発達支援センター等施設整備事業 事業者決定(9月)
	平成 26 年(2014)	西宮市児童発達支援センター等施設整備事業 実施設計完成(6月) 建設工事(~平成 27 年7月)
	平成 27 年(2015)	「(旧)わかば園」、「スクーリングサポートセンター」業務終了(8月) 「西宮市立こども未来センター」開所(9月)

### 3 基本理念

<p>わたしたちは</p> <p>こども自身の 自分らしい</p> <p>豊かな人生を</p> <p>実現するための</p> <p>支援をめざします</p>	⇒	こども未来センターに在籍するすべてのスタッフが、それぞれの専門性を相互に活かしながら活動することをめざします。
	⇒	こども自身が、自分自身の人生のあり方について、他人任せや他人に依存せずに自ら選択し、自ら形づくっていくような、本当の意味での、こどもの「自立」をめざします。
	⇒	人はひとりきりでなく、社会の中で生きる存在です。いろいろな価値観を持つ他人を尊重、信頼しながら、自分らしくいられる、自分の居場所を見出し、「社会」の中で、豊かに暮らしていくことをめざします。
	⇒	過去や現在の状況はどうあれ、これから(未来)の「自分らしい豊かな人生」を、こどもが自ら実現していくことをめざします。
	⇒	こども未来センターは、こどもの力を信じて共に考え、寄り添っていく「支援」をめざします。

### 4 施設の概要

#### (1) 建物構造等

所在地	西宮市高畑町 2 番 77 号		
竣工年月日	平成 27 年 7 月 31 日		
開所年月日	平成 27 年 9 月 1 日		
構造	鉄骨造 (地上 5 階建)		
敷地面積	2,327.66 m <sup>2</sup>		
容積対象床面積	4,122.58 m <sup>2</sup>	5階	157.19 m <sup>2</sup>
		4階	699.59 m <sup>2</sup>
		3階	1,125.73 m <sup>2</sup>
		2階	1,280.12 m <sup>2</sup>
		1階	849.95 m <sup>2</sup>
(参考)	旧わかば園	床面積	990 m <sup>2</sup>
	旧スクーリングサポートセンター	床面積	1,100 m <sup>2</sup>

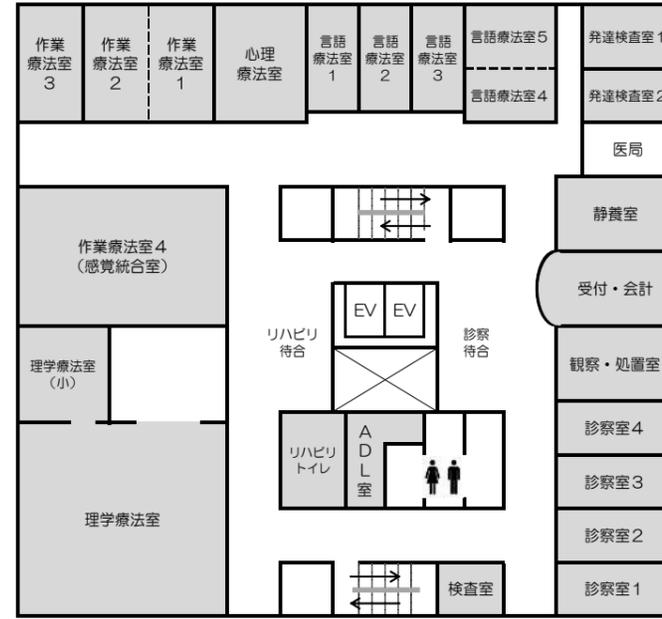


### 1階 | Level 1

**[サロン]**  
玄関を入ってすぐのところに 気軽に利用いただけるサロンを設置しています。

**[保育室]**  
通園療育部門の「わかば園」の保育室は、安全に配慮するとともに、明るい雰囲気の中で安心して過ごせるように設計しています。

**[子どもトイレ]**  
子どもトイレは各保育室に隣接して設けられており、子供の利用しやすさに配慮して、便器等を配置しています。



### 2階 | Level 2

**[受付と待合スペース]**  
診療部門は2階に集約していますが、そのための総合受付となります。待合スペースは落ち着いた色調でまとめています。

**[診察室]**  
通常の病院などと比較すると、色調など落ち着いた雰囲気になっています。ライフステージにわたって地域で安心して生活していけるよう支援します。

**[理学療法室]**  
粗大運動（座位、歩行など）の獲得や、姿勢の保持・変換などの訓練を行います。（歩行訓練などを行うため、あるいは大道具を使うため）広いスペースと階段などの移動の練習に使う器具が特徴です。

**[作業療法室]**  
作業療法では、将来の自立や社会生活への適応につながる訓練を行います。また、プランコのような器具を使い、さまざまな感覚情報を適切に処理し、状況に合った行動につながるよう支援します。

**[言語療法室]**  
言語療法ではことばやコミュニケーション、食事に関する訓練を行います。集中して訓練を行う小さな部屋と集団での訓練を行う部屋があります。

**[ADL室]**  
普段の生活での日常生活に必要な動作を練習するための家のような設備の部屋（キッチン、風呂）を設けています。

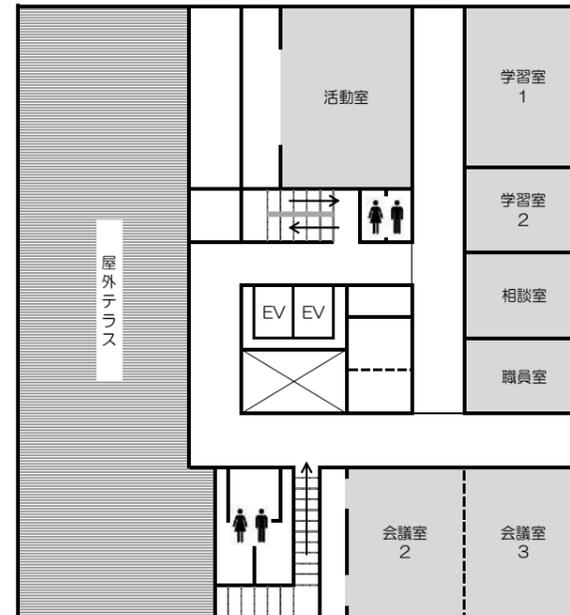


### 3階 | Level 3

**[相談室・プレイルーム]**  
安心して相談いただけるように、大小の相談室を8室、プレイルームを2室設置しています。プライバシーに配慮した設計をしています。

**[多目的室（一時預り）]**  
診療・リハビリのあいだ、きょうだい（未就学）を預けることができるスペースです（要申込・有料）。

**[スヌーズレンルーム]**  
光や音、触覚等を伝える道具を組み合わせ、リラクゼーション活動を提供する空間です。



### 4階 | Level 4

**[学習室・活動室]**  
学校復帰をめざすためのあすなる教室が用いる教室です。さまざまな指導形態に対応できるような各種の教室を備えています。

**[会議室2・3]**  
子ども未来センターの行事や会議、教職員・保護者・一般向けのセミナー・研修などを実施することができる部屋です。

**[屋外テラス]**  
屋上緑化を行い、リラックスできる空間です。



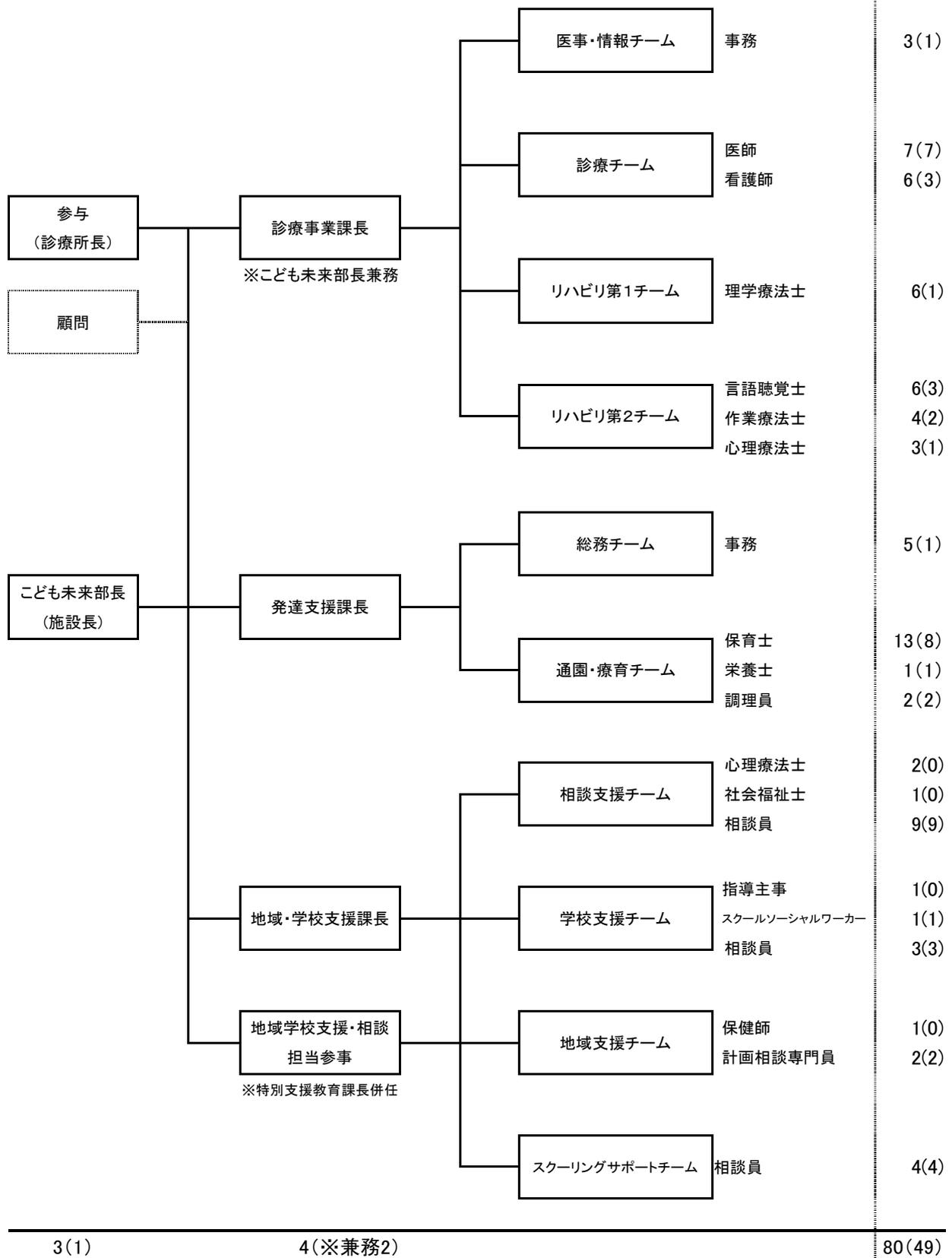
### 5階 | Level 5

**[プール]**  
わかば園（通園療育部門）が夏に使用するプールです。屋上に設置されています。

**[太陽光パネル]**  
屋上には太陽光パネルを設置しています。

5 組織運営体制

平成 28 年 4 月 1 日現在



※( )は、嘱託・臨時で内数

## II 各種事業について

### 1 診療・小児リハビリテーション

#### (1) 診療

- ① 18歳未満の肢体不自由児を中心として、その他様々な発達障害の保険診療（診断と療育の処方）
- ② 受診された発達障害児が、すべてのライフステージにわたって、地域で健康に生活していけるために、地域のホームドクターや専門医療が受けられる総合病院の紹介
- ③ それらの医療機関とのネットワークづくり
- ④ 園児の内科治療。園児、外来児の健康相談
- ⑤ 集団生活を行うにあたって、園児・外来児の予防注射の実施

【平成27年度実績】 利用者数 1,726人 延べ利用件数 3,741件

#### (2) リハビリ

##### ① 理学療法（PT：Physical Therapy）

理学療法とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に、主に運動などの手段を用いて行われる治療法です。理学療法の直接的な目的は運動機能の改善で、日常生活活動(ADL)の改善を図り、最終的には生活の質(QOL)の向上を目指すものです。

##### こども未来センターでの理学療法

【対象】 何らかの原因で運動発達の遅れや運動機能に困難さがある乳幼児から18歳までの児童

【目的】 子どもの持っている潜在能力や発達の力を育て、様々な日常生活の活動性や自立度の向上に取り組み、子ども（とその家族）が住んでいる地域の中で現在や将来にわたり少しでも心身ともに健やかに、豊かな生活が送れるように支援します。

【平成27年度実績】 利用者数 356人 延べ利用件数 6,088件

##### ② 作業療法（OT：Occupational Therapy）

作業療法は、発達時期に障害を受けた子ども達に対して、遊びを中心とした色々な作業活動を利用して、個々の子どもの発達課題（運動機能、日常生活技能、学習基礎能力、心理社会的発達など）や現在、将来にわたる生活を考慮した治療を行います。また、たとえ障害があっても家庭や学校、社会で生き生きと生活ができるように指導、援助を行います。

### こども未来センターでの作業療法

#### 【対 象】

何らかの原因で運動機能・感覚機能・認知機能に困難さがあり、育てにくさや個々の技能の獲得のしにくさ、幼稚園・学校などへの不応が生じている0歳から18歳までの児童

#### 【目 的】

家庭生活や学校生活で、生き生きとその人らしい生活ができるように、子供とご家族に以下の目的の支援を行います。

＊粗大運動機能の発達を促す（座位・立位・移動動作など）

＊巧緻運動機能の発達を促す

（つかむ・つまむ・はなす・両手動作・目と手の協調）

＊日常生活活動能力の発達を促す（食事・更衣・排泄・入浴・学習などの技能）

＊学習基礎能力の発達を促す（方向・形・数・色・大きさなどの概念発達）

＊心理社会性の発達を促す（小集団の運動遊び・ゲーム等を通し対人面・自己統制能力・役割遂行など）

【平成27年度実績】 利用者数 479人 延べ利用件数 3,921件

### 集団作業療法

#### 【対 象】小学生

#### 【目 的】

運動遊び、机上作業を中心とした様々なグループ活動を通じて、友達と協力して活動するために、ルールの理解、動きのコントロール、友達の気持ちを考える、自分の思いをうまく表現する、などを学び、友達とのふれあいを楽しみ、共同作業に自信が持てるようにしていきます。

保護者には、集団内の子供の様子を見ていただき、子供の発達についての理解を深め、今回、子供が学んだスキル・経験を家庭、学校生活に活かせるように、具体的な関わり方や対応を保護者の方と一緒に考えていきます。

【平成27年度実績】

3グループ（低学年・高学年・中学生）計14名 延べ28回 実施

### ③言語聴覚療法（S T : Speech-Language-Hearing Therapy）

言語聴覚療法とは、発声発語機能、言語機能、聴覚機能、高次脳機能、摂食・嚥下機能など、主としてコミュニケーション機能に障害のある人に対して、言語聴覚士が検査、訓練および助言、指導その他の援助などの専門的関わりによって、対象者の機能の獲得や維持・向上を図り、生活の質の向上を支援します。

## こども未来センターでの言語聴覚療法

【対 象】 音声や言語、嚥下・摂食等に遅れや問題のある乳幼児から 18 歳までの児童

【目 的】

音声や言語、コミュニケーション、嚥下摂食等に問題をもつ子供の発達力を最大限に引き出し、問題の本質や特性に基づいた検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言を行う。また、保護者や子供を取り巻く関係機関や地域の人たちが、子供への対応や関わり方が理解できるよう協力し、子供がいきいきと地域で育つよう支援します。

【内容と方法】

子供の発達段階に応じて、遊びを取り入れながら個々の目標とする課題を訓練として行い、保護者にもその目的を説明し、家庭での具体的な関わりにつながるよう指導します。また、園内の他職種との連携だけでなく、必要に応じ保護者の承諾を得て子供が所属する関係機関の先生方とも連携とりながら訓練を進めます。

\* 音声や発音の問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、正しい発音を獲得するための指導を行います。

\* コミュニケーションの問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて、運動やいろいろな感覚を通して、子供の理解を助けることばかけの仕方やことばを引き出すための関わり方について訓練を行い、保護者にも家庭での具体的な対応方法について指導、援助を行います。

\* 嚥下や摂食の問題に対して、発達段階や理解の度合いに応じて個々の問題の解決や軽減に繋がる安全で適切な訓練を行います。保護者に対しても適切な食形態や食事介助の仕方を指導します。

【平成 27 年度実績】 利用者数 769 人 延べ利用件数 6,141 件

## 集団言語聴覚療法

【対 象】 年中長児・学齢児

【目 的】 <年中・年長児> 友達と関わっていく上で必要なことばの理解や正しいことばの使い方の学習を促します。特に、

- ・子ども同士のやりとりを活発に行う
- ・子ども同士で協力する
- ・相手の話に耳を傾ける
- ・状況を理解して協力する

などを目的とし、幼稚園・保育所とも連携をとります。

また、報告書を作成し、学校生活にスムーズに引き継ぎます。

<学齢児> 小集団の中で友達との関わり方や、学校生活に必要なコミュニケーションスキルを学習し、友達とのやりとりの経験を積み、自信をつけ学校生活につなげます。また、保護者にも支援方法を伝え、報告書を作成し、担任教師との連携に役立てていただきます。

【平成 27 年度実績】

年中・年長児	3グループ	計22名	延べ36回	実施
低学年	3グループ	計20名	延べ36回	実施
高学年	1グループ	6名	12回	実施

## ④心理療法

### ア 発達検査

#### <概要>

子供の発達状況や発達のバランスを客観的に知るために必要に応じて行います。診断の際に利用したり、今後の療育方針を立てる上でも役立てていきます。

### イ 心理療法・カウンセリング

#### <概要>

子供を対象として、心理療法の1つである「遊戯療法」を行います。遊戯療法では、臨床心理士が子供と友好的な関係を結び、ありのままに受け入れます。そして、子供のもつ潜在的な力を尊重し、自らが成長するお手伝いをします。

#### <内容>

遊戯療法における「遊び」には、以下のような意味があります。

#### ◆自己治癒の機能：

遊びは内面を表出するものであり、自由に生き生きとエネルギーを発散すること、つまり、遊びを通じて自らの成長する力を促進することができる。

#### ◆コミュニケーションの媒体：

大人が言葉を交わしてコミュニケーションをとるように、子供は遊びを介してコミュニケーションをとります。そして、子供の心の深層にまで関わることができます。

### ウ 保護者支援

#### <概要>

子供の発達に関して悩みを抱えている保護者に個別の相談を受け、保護者の心的負担を軽減するお手伝いをします。

#### 【平成27年度実績】

心理療法	利用者数	26人	延べ利用件数	145件
発達検査	利用者数	676人	延べ利用件数	676件

## 2 通園療育（わかば園）

### （1）通園療育

通園療育では、心身の発達に課題や、心配のある就学前の子どものために、発達支援を行います。子どもの日常生活を大切に、子供と保護者を支えること、親子で遊ぶことが楽しいと思えるような、豊かな親子関係を大切にしています。

また、通園療育では、年齢や個々の状態に合わせた集団保育、各種相談（育児相談、栄養相談、補装具、進路相談など）その他、近隣の保育所・幼稚園との交流保育、季節ごとの行事などを実施しています。

#### ①入園の流れ



#### ②通園療育の内容

1歳児（4月1日で満1歳の子ども）から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児に対して、下記のような内容で通園療育を行っています。

##### ・親子通園

わかば園では、保護者の方に具体的な療育・育児方法を身につけていただくため、親子一緒に参加していただくこととしています。

##### ・療育内容

年齢や個々の状態に合わせた集団保育、個別療法（理学療法、作業療法、言語療法、心理療法）、食事指導、医師の診察、発達検査、各種相談（育児相談、栄養相談、補装具、進路相談など）その他、近隣の保育所児との交流保育、季節ごとの行事など。

### ③保育の流れ

※保育は1限50分、一日3限で実施しています。

1 限目（10:00 ～ 10:50）

2 限目（11:00 ～ 11:50）

3 限目（13:00 ～ 13:50）

※保育の中で1限分は訓練になる場合あり  
（年齢による）

※産前、産後の介助制度あり

※毎週木曜日 年長、年中クラスで音楽療法  
（どれみクラブ）を実施。



### ④通園方法

わかば園への通園方法は、原則として利用者1～3組を1グループとして、各家庭と園をタクシーで送迎します（グループの組み合わせは園が指定）。

#### <分離保育プログラム>

子供たちの自立・自律に向けて、就学1年前の利用児（5歳児）を対象に、分離保育で療育を実施しています。

#### <並行通園プログラム>

子供が地域の保育所や幼稚園、児童デイ等を利用しながら、わかば園通園療育を受ける並行通園プログラムを実施しています。

### ⑤給食

（献立）わかば園の給食は公立保育所の献立に基づいて実施しています。

（内容）衛生管理を徹底し、安全な給食提供が出来るよう努めます。

園児の摂食機能に応じた食事形態（普通食、刻み食、ミキサー食）やアレルギー食、ケトン食、注入食などの特別食にも対応した給食提供を行います。  
必要に応じて、栄養指導を行います。



## ⑥保護者への支援

### <クラス懇談>

保護者一人一人のニーズや評価会議で検討した援助内容をもとに懇談を行います。学期に一回の懇談に加え、必要に応じて随時懇談を行います。

### <保護者研修>

公立の幼稚園・養護学校・北山学園などの見学、卒退園児の保護者による子育てや進路についての経験談を聞く機会を設けています。

### <家族参観>

保護者及び家族に日頃の療育内容について知ってもらい、理解を深めてもらいます。

## ⑦年間行事

日時	行事
4月	療育説明会・一学期開始 クラス懇談会
5月	クラス進路勉強会
6月	歯科検診 療育公開日
7月	養護学校見学(4歳児親子) プール開き 夏祭り 家族参加デー
8月	一学期終了 <夏休み>
9月	二学期開始 遠足(肢体クラス 弁当日)
10月	わかばっこ広場 遠足(発達クラス 弁当日)
11月	救急法講習
12月	クリスマス会・二学期終了 <冬休み>
1月	三学期開始
2月	
3月	卒園式

※必要に応じて、個人懇談を行っています。

## ⑧通園療育実績

### <通園児の在籍者数>

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
通園在籍者数(人)		34	28	28	35	36	31	32	38
保育回数(延べ)		3,105	2,206	2,059	2,983	3,589	3,126	3,603	3,798
保育		2,924	2,063	1,903	2,742	3,299	2,903	3,399	3,569
音楽療法		181	143	156	241	290	223	204	229

※通園児数は各年度3月1日現在

### <通園児の疾患別表>

疾患区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
脳性まひ	17	15	13	10	14	7	8	10
中枢神経疾患後遺症	2	1	1	2	1	1	2	2
精神運動発達遅滞	3	5	7	8	7	5	4	5
染色体・遺伝子異常	7	2	2	6	6	8	10	11
多奇形症候群	1	2	1	1				
難治性てんかん	3	1	1	1	2		1	2
末梢神経・筋疾患	0	1	3	2	2	2	1	
二分脊椎	0	0	0	1	1	1		
その他(自閉症スペクトラム等)	1	1	0	4	3	7	6	8
合 計	34	28	28	35	36	31	32	38

### <わかば園卒退園児の就園・就学先 (H24-H27) >

進路	H24		H25		H26		H27	
特別支援学校	西宮養護学校	8人	西宮養護学校	5人	西宮養護学校	2人	西宮養護学校	4人
その他の施設等	北山学園	3人	北山学園	4人	北山学園	4人	北山学園	2人
普通校	深津小学校	1人	名塩小学校	1人				
			用海小学校	1人				
公立保育所	鳴尾北保育所	1人	今津南保育所	1人			浜甲子園保育所	1人
	甲東北保育所	2人	今津文協保育所	1人				
私立保育所								
公立幼稚園			夙川幼稚園	1人			用海幼稚園	1人
			門戸幼稚園	1人				
私立幼稚園	甲東幼稚園	1人	こばと幼稚園	1人	すずらん幼稚園	1人	阪急幼稚園	1人
	こばと幼稚園	1人	共同幼稚園	1人	こばと幼稚園	1人	こばと幼稚園	2人
					海星マリア幼稚園	1人	武庫川幼稚園	1人
					北六甲幼稚園	1人	夙川短大幼稚園	1人
					甲武幼稚園	1人		
					星陵台めぐみ幼稚園	1人		
					西南幼稚園	1人		
児童発達支援事業所							西宮たんぼぼ	1人
							カチーナ	1人
転居				2人				1人
計		17人		19人		13人		16人

## (2) 親子療育教室（外来保育）

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に親子教室（集団保育）を実施しています。

また、満8ヶ月に満たない子供や、集団保育が困難な子供には個別保育を実施しています。（本事業は「在宅支援外来療育等指導事業」として実施）。

### <親子療育教室クラス編成（H27）>

親子教室名	対象年齢	時間	回数及び開設曜日	1クール回数
わくわく	2・3歳児	9:00～9:45	週1回(火・木)	15回
ありんこ	0・1歳児	9:00～9:45	隔週(月・水・金)	半年で見直し
つぼみ	2歳児～	9:00～9:45	月3回(月)	—
おひさま	3歳児(並行通園)	15:00～15:45	週1回	10回
いるか	4歳児(並行通園)	15:00～15:45	週1回	10回

#### ①わくわく（2～3歳児の保護者参加による、グループ保育）

目的：親子で楽しく遊ぶことにより、コミュニケーションを深めながら色々な遊びを経験します。また、子育て相談や情報提供などを行うなど、同じ年頃の子供を持つお母さん同士の交流の場としています。

日時：火・水・木曜日 9時00分～9時45分

対象児：自閉症スペクトラム、ADHD、アスペルガー症候群、精神運動発達遅滞、運動発達遅滞、染色体異常、ダウン症、MR、てんかん、境界域発達、筋力低下 等

#### ②ありんこ（0～1歳児の保護者参加による、グループ保育）

目的：小さな集団の中で、親子で楽しく遊ぶことにより、母子関係を深め、子どもの発達を促します。

日時：水・金曜日 9時00分～9時45分

対象児：自閉症スペクトラム、急性壊死性脳症後遺症、精神運動発達遅滞、運動発達遅滞、滑脳症、ダウン症、點頭てんかん、髄膜炎後遺症、低緊張、多奇形症候群 等

#### ③つぼみ（園児対象児ではあるが体力がなく、コンスタントに登園できない子どものクラス。）

目的：小さな集団の中で、親子で楽しく遊びます。就学前の子を持つ親同士の交流の場です。子育て相談に応じます。毎週1回来園することで生活リズムを整えます。（園児に向けてコンスタントに来園し体力をつけ、色々な遊びを経験します。）

日時：月曜日 9時00分～9時45分

対象児：髄膜炎後遺症、痙性四肢麻痺、CP、低緊張、多奇形症候群、染色体異常、精神運動発達遅滞、點頭てんかん、先天性福山型筋ジストロフィー 等

④おひさま教室（わかば園に通園、わくわくクラブに在籍していた子どもで、地域の幼稚園・保育所に在籍していたり、家庭で過ごしている子どものクラス）

目的：教室で身に付けた自信と意欲を園での生活に活かしてもらうことを子どもの目標とし、保護者には教室での児童の様子を知り、接し方など子育てに参考にさせていただきます。

日時：水曜日 15時00分～15時45分

年齢：3歳児8名

⑤いるか（地域の幼稚園・保育所に在籍していたり、家庭で過ごしている子どものクラス）

目的：教室で身に付けた自信と意欲を園での生活に活かしてもらうことを子どもの目標とし、保護者には教室での児童の様子を知り、接し方など子育てに参考にさせていただきます。

日時：水曜日 15時00分～15時45分

年齢：4歳児8名

### （3）個別保育

ありんこに入るまでの8ヶ月未満の子どもについて個別保育を提供しています。  
保護者の不安をやわらげ、集団保育に繋げていきます。

### （4）体験保育

園児になるにあたり、該当クラスの様子や生活の流れを知ってもらい、無理なく慣れてもらうために、体験保育を行っています。

時間：10時00分～14時00分

### （5）他職種との連携

日々の保育場面にセラピストが定期的に参加し、快適な環境設定やご家族の情報などを、随時、各部門が情報を共有することで、支援の充実に向けた連携を図っています。

また、言語聴覚士による集団言語訓練に保育士もスタッフとして参加しています。

### 3 相談支援

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じます。

#### 【平成27年度実績】

発達相談件数 4,321件      教育相談件数 4,715件  
※重複した件数を含む

### 4 学校・幼稚園・保育所等との連携・支援

#### (1) アウトリーチ

学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問（アウトリーチ）し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不適應を起こしている幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、相談員（臨床心理士・スクールソーシャルワーカー）がその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画しています。

#### 【平成27年度実績】

総派遣回数 332回

校種別派遣回数	幼稚園37	小学校239	中学校10
	高等学校3	関係機関43	

#### (2) 西宮専門家チームの派遣

発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらいます。

#### 【専門家チームとは】

医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成しています。

#### 【平成27年度実績】

総派遣回数 210回

校種別派遣回数	幼稚園10	小学校141	中学校11
	高等学校0	研修等48	

### (3) 巡回相談員（特別支援学校専任コーディネーター）の派遣調整

特別支援学校は、地域の特別支援教育推進の中核的な役割（センター的機能）が求められており、専任のコーディネーターが配置されています。高い専門性のある特別支援学校専任コーディネーターと連携を図り、必要に応じて支援を求めている学校の実情を伝えるとともに、派遣の依頼をしています。

## 5 関係施設との連携

### (1) 就園相談（市教委：特別支援教育課）における幼児観察

翌年度就園予定幼児の内、加配（保育補助員）による支援が必要かどうかの判定支援をするため、臨床心理士を派遣しています。

### (2) あゆみ面接（市長事務部局：保育所事業課）

現在（今後）、保育所に通所している幼児の内、加配（保育士）による支援が必要かどうかの判定支援をするため、医師・臨床心理士を派遣しています。

### (3) 保育所訪問（市長事務部局：保育所事業課）

保育的ニーズのある幼児に対する具体的支援のあり方等、助言するとともに必要に応じて関係機関につないでいます。

## 6 各種研修の実施

### (1) 職員研修

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、そのほか特別支援に関わる教職員に向けた研修を特別支援教育課と連携し、計画・実施しています。

#### 【27年度実績】

研修名	対象	人数	回数
特別支援教育コーディネーター研修	幼小中高特のコーディネーター	85	3
特別支援学級担任研修	小中の特別支援学級担任	150	4
特別支援教育支援員研修	小中の特別支援教育支援員	61	2
保育補助員研修	幼の保育補助員	35	1
ノートテイク研修	難聴の子供に関わりのある教職員	30	1

※その他、特別支援学校主催の研修や県教委主催の研修についても紹介、とりまとめをしています。

## (2) 発達障害・身体障害セミナー

こども未来センターの医療職がその専門性を活かし、講師としてそれぞれの障害に対する具体的な対応やサポート法を紹介し、日々の保育や教育場面に合わせて助言します。

### 【27年度実績】

発達障害セミナー	参加者	133人	
身体障害セミナー	参加者	77人	※ともに3回実施

## 7 障害児支援

### (1) 障害児支援利用計画（本人中心支援計画）の作成

障害福祉サービスを利用する子供の保護者からの依頼を受け、その子供が最も適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員が関係機関との連絡調整及び共通理解を図り、本人中心の支援計画書を作成しています。

#### 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画について】

平成24年4月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、原則として障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用するすべての利用者に、その計画書の作成が必要になりました。

#### 【相談支援専門員とは】

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害児支援利用計画の作成を行う者です。西宮市では、利用者本人中心にサービスを計画することを大切にしています。

【平成27年度実績】 149件（新規作成92 モニタリング57）

### (2) 地域連携

気になる子供の早期支援や保護者啓発のため、関係課や関係機関と連携して相談支援にあたり、子供の豊かな地域生活のため、西宮市地域自立支援協議会（みやっこ会議）など、関係団体に参画しています。

## 8 不登校児童生徒支援

### (1) 適応指導教室（あすなろ学級）

通級児童生徒一人ひとりの集団への適応力を高めることで、当該児童生徒が学校復帰を果たすことを目的としています。そのため、保護者や学校と綿密に連携を図っています。

あすなろ学級の通級日は月曜日から木曜日で、人との関わりを深める豊かな体験学習を通して生きる力をはぐくむ諸活動を実施しています。

#### 【主な活動内容】

・マイスタディタイム      ・教科学習      ・表現活動      ・スポーツタイム

#### 【主な体験活動】

・校外学習      ・調理実習      ・農業体験      ・ボランティア活動      ・文化体験活動

#### 【児童生徒数推移】

年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
児童生徒数	49	48	44	43	46	41	45	31

〈平成27年度〉

小学生		中学1年生		中学2年生		中学3年生		計
男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
0	0	0	2	6	6	7	10	
0		2		12		17		31

### (2) その他の不登校児童生徒支援

不登校傾向のある児童生徒に対し、その教室復帰に向けた取り組みをしている市立小中学校に、主として相談室等で学習や心の支援をする居場所サポーターを派遣しています。

教職を目指す、あるいは臨床心理・社会福祉を学ぶ大学生や大学院生、教員免許取得者等にサポーターとして依頼し、派遣しています。

【27年度実績】 小学校1校      中学校4校      (学校派遣回数 のべ131回)

## III その他

### 1 条例・規則

#### 西宮市立こども未来センター条例

(平成27年7月15日)

(西宮市条例第5号)

(設置)

第1条 子供の豊かな人生の実現に向けた福祉、教育及び医療の総合的な支援並びに子供が暮らす地域社会及び学校園、関係機関等との連携を行う施設として、西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターは、西宮市高畑町2番77号に置く。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(施設)

第4条 センターに次の施設を置く。

- (1) 児童発達支援センター
- (2) 診療所
- (3) 相談支援事業所
- (4) 適応指導教室

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第5項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)及び同条第6項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業
- (2) 子供(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)の発達に係る診療事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第16項に規定する計画相談支援(以下「計画相談支援」という。)及び同条第17項に規定する基本相談支援に関する事業
- (4) 子供の発達及び教育に係る相談及び支援に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業  
(使用料等)

第6条 センターにおいて次の各号に掲げる支援を受けた者は、当該各号に定める額を納付しなければならない。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同条第1項に規定する指定通所支援に要した費用(同項に規定する通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該費用の額)を合計した額
- (2) 障害児相談支援 法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に同項に規定する指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同項に規定する指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）

第7条 センターにおいて診療又は診断書等の発行を受けた者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料及び手数料の額については、西宮市立中央病院条例（昭和31年西宮市条例第24号）別表第1健康保険法（大正11年法律第70号）その他管理者が別に定める法律による療養の給付及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の給付（同法に基づく基準の例によるとされる者に対する医療の給付を含む。）の項及びその他の療養の給付の項並びに別表第3手数料の部診断書及び証明書料の項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（会議室の使用）

第8条 センターの会議室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) センターの事業の実施に支障があるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 建物、設備等を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、会議室の使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（入館の制限）

第9条 市長は、センターに入館しようとする者又は入館した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) センターの管理上必要な指示に従わないとき。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成27年規則第13号により、平成27年9月1日から施行〕

（西宮市立児童福祉施設条例の一部改正）

第2条 西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（経過措置）

第3条 この条例の施行の日前の前条の規定による改正前の西宮市立児童福祉施設条例（以下「旧児童福祉施設条例」という。）別表に規定する西宮市立わかば園における使用、診療又は診断書等の発行に係る使用料又は手数料については、旧児童福祉施設条例第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

# 西宮市立こども未来センター条例施行規則

(平成27年8月31日)

(西宮市規則第12号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市立こども未来センター条例(平成27年西宮市条例第5号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(定員)

第2条 児童発達支援センターの定員は、45名とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 西宮市立こども未来センター(以下「センター」という。)の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(利用者の遵守事項)

第4条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音、放歌、暴力その他他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 許可なくビラ、ポスターその他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

(会議室の利用者の範囲)

第5条 会議室を使用できる者は、子供の発達及び教育に関わる者その他市長が適当と認めた者とする。

(会議室の使用申請の手続)

第6条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の2月前から使用する日までに市長に申請しなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

## 2 要綱

### (1) 通園療育関係

#### 西宮市立こども未来センター分離保育プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における分離保育プログラム（以下「分離保育」という。）は、子どもに対し保護者と離れた環境での保育を行うことを通して、子どもの自立性や社会性を育てることを目的とする。

(対象)

第2条 分離保育の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に6ヶ月以上在籍している就学前1年未満の園児であること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 分離保育実施中に、常に保護者がセンター内で児童の状況を把握できること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して分離保育の実施可否、実施期間、実施条件等を決定する。

- (1) 分離保育の必要性
- (2) 園児の状況・健康状態
- (3) 出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 分離保育を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、分離保育の中断もしくは終了、期間・条件等を変更することができる。

(その他)

第4条 介助通園制度による介助と分離保育の期間が重なった場合は、介助通園制度を優先するものとする。

2 その他、分離保育の実施に支障が生じた場合は、予告なく分離保育を中止することがある。

付 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における並行通園プログラム（以下「並行通園」という。）は、子どもが地域の保育所や幼稚園、センター以外の障害児通所支援等（以下、「保育所等」という。）を利用しながら、通園療育部門が実施する療育を受けることによって、発達支援と保護者支援を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
- (2) 子どもの状況・健康状態
- (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
- (4) 保護者の療育の理解度
- (5) 園及び職員の実施体制

2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

(登園)

第4条 並行通園と保育所等の登園日が重なった場合は、原則として並行通園を優先するものとする。

2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合も振替は行わない。

3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。登園日以外の日に個別訓練を行う必要が生じた場合は、自力登園するものとする。

(その他)

第5条 登園日に個別訓練の組み込みが困難な場合、担当の変更や訓練日の変更を行うものとする。

2 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門において園児の保護者が病気、出産、その他家族の介護などのため園児と共に通園することが困難であり、他に代替者が確保できないとき、センター職員（以下「担当者」という）が介助を行うことにより療育を継続する事を目的とする。

(対象児)

第2条 この要綱の対象児は次のとおりとする。

(1) 保護者が病気、家族の介護などのため2週間以上通園が困難になった、あるいは困難になることが予想される園児。

(2) 保護者が出産のため通園が困難となった園児。

(介助期間)

第3条 前条第1号の場合、診断書に示された期間とする。但し、保護者、家族の病気とは急性疾患を対象としており、期間はおおむね3ヶ月を限度とする。又前条第2号の場合、出産予定日前8週間、出産後12週間とする。但し、多胎妊婦の場合、産前14週よりとする。又在胎32週未満で出生した早産未熟児の場合、出産予定日から最大12週までこの制度を利用することができる。

(申請・決定)

第4条 対象児の保護者はこども未来部長に対し、園児と共に通園することが困難な理由を証明する書類（診断書など）を添えて申請する。但し、第2条第2号に該当する場合、保護者は妊娠4ヶ月の時点で申請するものとする。

2 こども未来部長は申請に基づき対象児の状態、他の介護通園の状況を勘案し決定するものとする。但し、対象児の状態により条件が付与される場合がある。

(介助の方法)

第5条 登園日に、担当者は対象児を送迎し、園内では保護者の代わりに介助などを行う。担当者は保護者と緊密に連携しながら、対象児の療育に資するものとする。なお、対象者が2名を超える場合は、1日2名を上限とし、原則として機会均等に介助するものとする。

(費用)

第6条 担当者による対象児の送迎に伴うタクシー料金の保護者負担額は、別途定める「西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱」によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項が発生したとき、又疑義が生じたときは、園において協議し解決する。

付則 この要綱は平成6年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成10年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成15年10月1日より実施する。

付則 この要綱は平成16年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成18年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成25年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター通園タクシー利用要綱

### (目的)

第1条 本要綱は保護者が園児と共に西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門に通園する際、保護者が第2条に規定する用務を行うことにより、園児の通園が円滑に行われ療育を継続することが可能とすることを目的とする。

### (タクシー利用用務)

第2条 保護者が第1条に規定する目的を達成するために行う用務は次のとおりとする。

- (1) 園児の兄弟などを保育所等に送る用務。
- (2) 緊急かつ、突発的に発生した用務。
- (3) その他、こども未来部長が特に必要と認める用務。

### (申請・決定)

第3条 保護者は原則として第2条に規定する用務を行う時、こども未来部長に申請する。  
2 こども未来部長は申請に基づきその必要性を検討し、その可否を決定して保護者に通知する。

### (費用)

第4条 保護者が第2条の用務を行うために要するタクシー料金は、次の順序により算定する。  
(1) 通常、通園する時のタクシー料金と、第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。  
(2) 前項により算定しがたい場合は、地図上の距離を測定し算定したタクシー料金と第2条に規定する用務を行うことによるタクシー料金との差額の平均額を算定し、その額に利用回数を乗ずる。

### (利用料金の徴収)

第5条 こども未来部長は第4条の規定により算定した額を毎月末に締め、通園タクシー利用状況を添付し保護者に通知するものとする。  
保護者はその額を確認し、速やかにこども未来部長に支払うものとする。

第6条 この要綱に規定のない事項、疑義が生じた時はセンターにおいて協議し決定する。

付 則 この要綱は平成 年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター介助通園タクシー利用要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター介助通園実施要綱(以下、「介助要綱」という。)  
第6条の規定により、西宮市立こども未来センター(以下、「センター」という。)通園療育部門における介助通園実施のための費用に関する細目を定める。

### (費用の算定)

第2条 介助通園実施による保護者の負担する費用(以下、「負担額」という。)は、次のとおり算定する。

- (1) センターから園児の自宅まで、送迎に要する費用のうち園児が乗車していない区間の半額とする。
- (2) その額は平均額(以下、「単価」という。)をもって算定するが十円未満は切り捨てる。

### (単価の確認)

第3条 第2条の規定により算出された単価は、介助要綱第2条の対象児の保護者(以下、「保護者」という。)の確認を得るものとする。

### (負担額の確認)

第4条 こども未来部長は、該当月の介助通園の実施状況を添付し、保護者に負担額を通知する。

### (支払い)

第5条 保護者は負担額を確認するとともに、速やかにこども未来部長に負担額を支払うものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めのない事項や疑義が生じた時は、こども未来部において協議し決定する。

付 則 この要綱は平成7年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門の園児の事に要する費用（以下「費」という。）の徴収にし、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 通園療育一利用を締めた園児の保護者（以下「保護者」という。）とする。

(徴収期間)

第3条 通園療育サービス利用契約における期間とする。

(利用者の負担)

第4条 食費は、「低所得Ⅰ」（市民税非課税世帯で保護者の収入が80万円以下の方）及び「低所得Ⅱ」（市民税非課税世帯のうち「低所得Ⅰ」に該当しない方）は230円、一般（市民税所得割額が28万円未満の世帯）は250円、一般（市民税所得割額が28万円以上の世帯）は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時20分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(利用料の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費を翌月15日までに市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長がに定める。

付則 この要綱は、平成1年1月1日か施行する。

付則 この要綱は、平成19年4月1日か施行する。

付則 この要綱は、平成19年7月1日か施行する。

付則 この要綱は、平成2年7月1日か施行する。

付則 この要綱は、平成21年4月1日か施行する。

付則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## 西宮市立こども未来センター外来保育実費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門の外来保育に要する教材費等の実費の徴収（以下「実費徴収金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 実費徴収金は、センターの外来保育サービスの療育プログラム同意書（以下「同意書」という。）を交わした児童の保護者（以下「保護者」という。）が納付するものとする。ただし、体験保育であるときは実費徴収金の納付を要しない。

(金額)

第3条 実費徴収金は1クール（半年間）ごとに150円を徴収することとする。

2 保護者は外来保育初回時に実費徴収金を市に納付するものとする。

3 納付した実費徴収金は、理由の如何に関わらず返金しない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

## (2) 診療・リハビリ事業関係

### 西宮市立こども未来センター一時預かり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は西宮市立こども未来センターにおいて、診療・療育等を利用する利用者の利便性向上を図り、集中しやすい環境を整えるために実施する一時預かり事業について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び対象児童)

第2条 西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）一時預かり事業（以下、「一時預かり事業」という。）は、前条の目的に鑑み、診療・療育の対象児童の生後8ヶ月以上の就学前の兄弟姉妹を家庭等で保育ができない場合、診療・療育に必要な時間に限り一時預かりを行う。

(実施場所)

第3条 西宮市立こども未来センター3階の多目的室で実施する。

(利用定員)

第4条 利用定員は、おおむね6名とする。

(一時預かりの時間)

第5条 診療・療育実施日の月曜日～金曜日午前8時45分から午後5時30分までとする。

(利用の申込)

第6条 一時預かり事業を必要とする児童の申請者は、あらかじめ、「西宮市立こども未来センター一時預かり事業登録申請書（登録台帳）」（様式第1号）を提出するとともに、利用日「西宮市立こども未来センター一時預かり利用申込書」（様式第2号）により申し込まなければならない。ただし、緊急の場合は、事後処理できるものとする。

(登録の停止)

第7条 一時預かり事業の必要がなくなった申請者は、速やかに届出なければならない。

(利用者負担)

第8条 申請者は、事業の実施に要する経費の一部として、1時間300円を利用料として負担しなければならない。

2 申込者は、前項の利用料を利用する当日に納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時預かり事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

### (3) その他

## 西宮市立こども未来センター苦情解決要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）が提供するサービス等に係る利用者からの苦情に適切に対応することにより、利用者の権利擁護を図るとともにサービスに対する満足度を高め、適正なサービスとセンターの信頼の確保を図るため、苦情解決に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施体制)

第2条 苦情を適切に解決するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を置く。

2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、第三者委員を置く。

(苦情解決責任者)

第3条 苦情解決責任者は、こども未来部長をもって充てる。

2 苦情解決責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情の解決
- (2) 苦情受付担当者の任命
- (3) その他苦情解決に必要な事項

(苦情受付担当者)

第4条 苦情受付担当者は、苦情解決責任者が任命する。

2 苦情受付担当者の職務は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
- (3) 苦情内容及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(第三者委員)

第5条 第三者委員は3名以内とし、社会的信頼を有し、苦情解決を円満かつ円滑に図ることができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

2 第三者委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第三者委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第三者委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 苦情受付担当者からの苦情内容の報告聴取
- (2) 前号についての苦情申出者への通知
- (3) 利用者からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出者への助言
- (5) センターへの助言
- (6) 苦情申出者と苦情解決責任者との話し合いへの立会いと助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
- (8) その他苦情解決に必要な事項

5 第三者委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

6 第三者委員への報酬は、中立性確保のため、交通費等の実費弁償を除き無報酬とする。

(利用者への周知)

第6条 苦情解決責任者は、利用者に対し苦情解決の仕組み等について、センター内に掲示するとともに文書等により周知する。

2 新たにサービス等を利用するものに対しては、利用開始時に前項の苦情解決の仕組み等について周知する。

(苦情の受付)

第7条 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受付けることができる。

2 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出者に確認する。

- (1) 苦情内容
- (2) 苦情申出者からの要望等
- (3) 第三者委員への報告の要否
- (4) 苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

3 前項第3号及び第4号が不要な場合は、苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(苦情の報告・確認)

第8条 苦情受付担当者は、受付けた苦情は、全て苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出者が第三者委員への報告を明確に拒否の意思表示をした場合を除く。

2 投書等匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。

3 第三者委員は、苦情受付担当者からの苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認すると共に、苦情申出者に対し報告を受けた旨を通知する。

(苦情解決に向けての話し合い)

第9条 苦情解決責任者は、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出者、または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。

2 第三者委員の立会いによる苦情申出者と苦情解決責任者の話し合いは、次のとおりとする。

- (1) 第三者委員による苦情内容の確認
- (2) 第三者委員による解決案の調整、助言
- (3) 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も苦情解決結果の立会いを要請することができる。

(苦情解決結果の記録・報告)

第10条 療育サービスの質を高め、運営の適正化を確保するために苦情解決結果の記録と報告を行う。

- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について、書面に記録する。
- (2) 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- (3) 苦情解決責任者は、苦情申出者に改善を約束した事項について苦情申出者及び第三者委員に対して、一定期間経過後報告する。
- (4) 解決困難なケースについては、兵庫県社会福祉協議会に設置された「兵庫県福祉サービス運営適正化委員会」に委ねる。

(解決結果の公表)

第11条 苦情解決責任者は、個人情報に関するものを除き、毎年度1回、前年度の苦情対応結果について事業報告書等実績を掲載し公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

付則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付則 この要綱は平成27年9月1日より実施する。

### 3 用語集

	語句	説明
1	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
2	リハビリテーション(リハビリ・リハ)	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人の生涯全般において、すべての人間が生まれ持っている権利を取り戻すことに寄与し、障害者の自立と参加をめざそうとする考え方。
3	ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、一般社会の中でごく普通の生活がおくれるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマル(普通)だという考え方。
4	インクルージョン(インクルーシブ)	すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。
5	理学療法士(PT)	身体に障害のある人に、主に運動療法を用いて、基本的動作能力の回復を図り、自立した生活が送れるよう治療および支援を行う。
6	作業療法士(OT)	身体または精神に障害のある人に、その主体的な生活の獲得を図るため、作業活動を用いて、治療および支援を行う。
7	言語聴覚士(ST)	言語および聴覚に障害のある人に、その機能の維持・向上を図り、自分らしい生活を構築できるよう言語聴覚療法を用いて治療および支援を行う。
8	通園外療育	従来、わかば園では「外来保育」と呼んできた。下記①②の週1回程度以下の療育を、ここでは「通園外療育」と呼ぶことにする。①診察後、保護者にとっては子どもへの関わり方を具体的に学びながら子どもを理解し、子どもにとっては「慣らし」の意味を持ち、次のステップ(通園など)への準備のための療育。②症状が軽く通園療育までは必要ないが、ある程度専門的な療育が必要な場合。この通園外療育により、通園外の保護者にとっても仲間づくりやエンパワーメントの場となる。また、通園を待機となっている子どもを受け入れる補完的側面もある。
9	地域自立支援協議会	障害のある人もない人も地域で安心して暮らせるまちづくりをめざして、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を進める場。
10	エンパワーメント	社会的な制約のもとで、主体的な生き方が困難な状況になりがちであった障害のある人自身が力をつけて自己選択・自己決定を可能とし、自分自身が人生の主人公になれるようにという観点から、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていかうとする考え方。
11	スクールソーシャルワーカー(SSW)	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。
12	ソーシャルスキル	社会的技能のこと。社会の中で他人と交わったり、一緒に生活していくために必要な能力。日常生活の中の問題や課題に、自分自身で効果的な対処ができる能力のこと。
13	コーピングスキル	ストレスに対処する技能のこと。身体的・情緒的な反動を減らし、ストレスに適切に対処できる能力のこと。
14	感覚統合療法(SI)	1970年当時アメリカで問題になっていた学習障害児のための治療法として開発され、日本にも20年ほど前に導入された。主に学習障害や自閉症のある子どもの学習や行動、情緒面を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療および支援を行うもの。